

平成27年7月28日

各 位

会 社 名 東 京 電 力 株 式 会 社
代表者名 代表執行役社長 廣瀬 直己
(コード番号：9501 東証第1部)
問合せ先 総務・法務室株式グループマネージャー 前田 邦之
(TEL. 03-6373-1111)

特別事業計画の変更の認定について

当社は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第46条第1項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構と共同で、主務大臣（内閣府機構担当室及び経済産業省資源エネルギー庁）に対し、本年4月15日に認定を受けた特別事業計画の変更の認定を本年7月10日に申請しておりましたが、本日、同計画について認定をいただきました。

当社といたしましては、原子力事故の被害に遭われた方々の立場に寄り添った賠償を最後のお一人まで貫徹してまいります。

以 上

添付資料：総合特別事業計画の変更の概要

<参考：総合特別事業計画（抄）>

http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu15_j/images/150728j0102.pdf

総合特別事業計画の変更の概要

1. 今回の変更の考え方

- 2015年6月12日に取りまとめられた、原子力災害からの福島復興の加速に関する閣議決定を踏まえ、「原子力損害の賠償と復興の加速化」及び、復興の大前提となる「廃炉汚染水対策」に係る項目を中心に変更。
- これに併せて、「HDカンパニー制移行への取組」等、公表されている事実について所要の変更も実施。
- その他の項目については、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を巡る様々な状況等を踏まえ、今後精査のうえ所要の変更を検討。

2. 主な変更内容

(1) 原子力損害の賠償

閣議決定を踏まえ、精神的損害の追加賠償および営業損害や風評被害の一括賠償の実施を決定したことに加え、除染費用の一部について、先例の積み重ねにより一定の予見可能性が生じてきたこと等から、要賠償額の見通しが約7兆753億円となった旨を記載。

(2) 復興の加速化

閣議決定では、原子力災害からの福島の復興・再生を一層加速していくために、東電に対して国の支援展開への協力を指示。主な記載項目は下記の通り。

- ✓ 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充
国の自立支援策の実施主体となる官民合同チームへの全面的協力
- ✓ 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充
除染に関する人的・技術的協力
- ✓ 新たな生活の開始に向けた取組の拡充
イノベーション・コースト構想の実現への貢献

(3) 廃炉汚染水対策

復興の大前提となる廃炉汚染水対策について、主な記載項目は下記の通り。

- ✓ 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた体制強化
「日本の総力を結集した廃炉体制」の構築
- ✓ 汚染水対策、廃炉、安全・品質の確保等に向けた取組
設備の恒久化対策、労働環境改善、安全対策等の取組の強化

(4) その他

HDカンパニー制移行への取組、金融機関への協力要請等について所要の変更を実施。主な記載項目は下記の通り。

- HDカンパニー制移行への取組
 - ✓ 分社化後の事業運営方針（グループガバナンス体制の整備）
 - ✓ 各社事業戦略を踏まえた国への要請事項
- 金融機関への協力要請
 - ✓ 主要取引金融機関に対して、2,800億円の追加与信の実行等を要請

以上